

建企第206-2号
令和7年6月5日

建設業労働災害防止協会群馬県支部専門工事団体の長 様

群馬県県土整備部長 宮前 勝美
(建設企画課)

一人親方等に対する安全衛生研修会の開催について（周知依頼）

平素から、県民の暮らしや経済活動になくてはならない建設産業を現場で支えていただいている皆様方に厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場では、いわゆる「一人親方」の皆様も労働者と同じ作業に従事されておりますが、近年特に一人親方の労働災害が多く発生しています。

このため群馬県では、平成30年度に策定、令和7年度に見直しを実施した「群馬県建設職人基本計画」に基づき、一人親方等を対象にした安全衛生研修会を、例年のとおり、厚生労働省と連携して下記のとおり開催することといたしました。

この研修は、安全衛生研修を受ける機会の少ない建設業の一人親方等の皆様に、安全衛生の基本的な知識を身につけていただく研修ですので、別紙応募チラシ及び申込書により貴会員の皆様あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、（公社）全国労働基準関係団体連合会より提供のあった研修会チラシ及びパンフレットを同封いたしましたので、窓口での閲覧など、周知に御協力ください。

※令和7年度のチラシ及びパンフレットは改訂中のため、令和6年度のものを同封いたします。

記

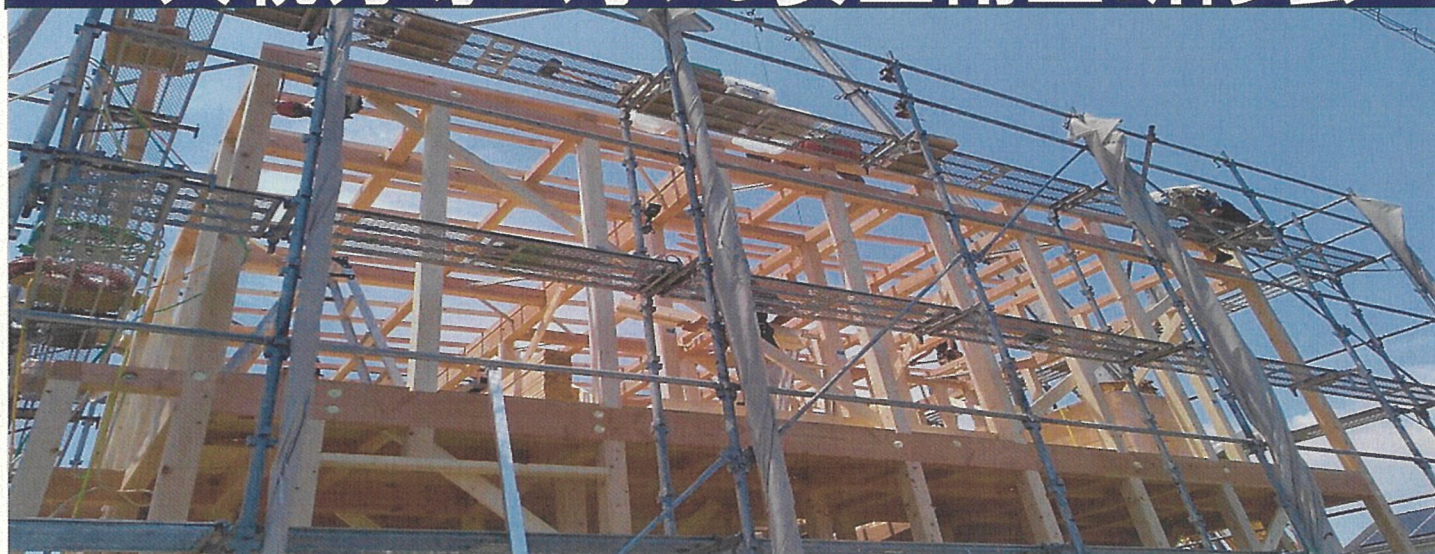
- 1 日 時 令和7年8月26日（火）13時30分から16時30分（3時間）
- 2 会 場 群馬県公社総合ビル 1F 東研修室（群馬県前橋市大渡町 1-10-7）
- 3 対象者 一人親方等（中小個人事業主・家族従事者等を含む）
- 4 受講料 無料
- 5 その他 現行の群馬県建設工事入札参加資格認定制度において加点对象（今後制度が見直される可能性があります。）

〈お問合せ先〉群馬県庁建設企画課建設業対策室 大井
電 話：027-226-3520
FAX：027-224-3339

群馬県

令和7年度

一人親方等に対する安全衛生研修会



日 時：8月26日（火） 13：30～16：30

会 場：群馬県公社総合ビル1F東研修室
([群馬県前橋市大渡町1-10-7](#))

研修内容：建設現場における一人親方等の安全衛生管理
災害事例研究等

対 象 者：県内建設業の一人親方、中小個人事業主
家族従事者等

申込締切：8月18日（月）まで

※お申込み状況によっては早めに締め切る場合があります

申 込：右の二次元コードよりお申込みください

※ご不明な点等ございましたら、下記電話番号までお問合せください



駐 車 場：会場敷地内所定の駐車スペースに停めてください。



参加費無料です！
(定員30名)

業務中の災害を減らす
ために、十分な知識を
身につけましょう！



問合せ先

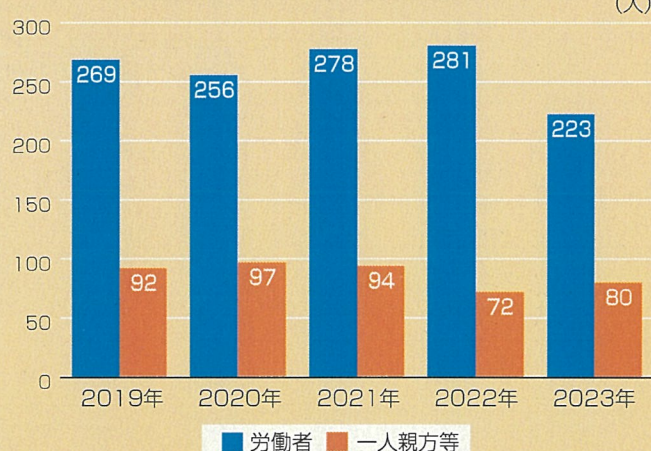
群馬県 県土整備部建設企画課 建設業対策室
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL:027-226-3520

建設業の一人親方等に仕事を 発注する事業者のみなさまへ

厚生労働省では 2014 年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。建設現場における一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

みなさまが一人親方等に発注する際に必要と思われる事項をご確認ください。

建設業の死亡災害発生状況



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

直近5年間（2019～2023）の建設業の
労働災害による死亡者数（年間平均）は

261 人

一方、一人親方等の死亡者数（年間平均）は

87 人

事故の型別では

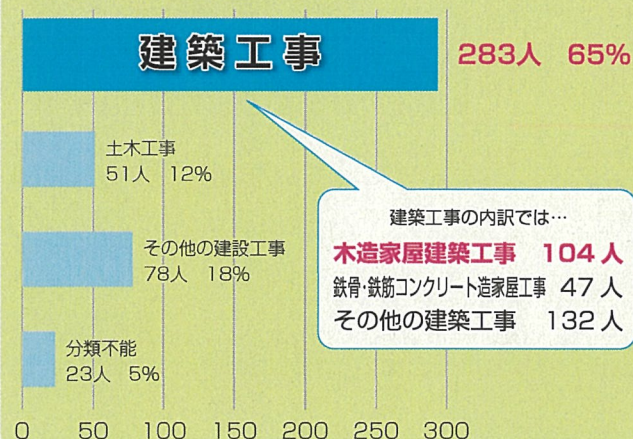
「墜落・転落」の占める割合が
約 64%と最も高い



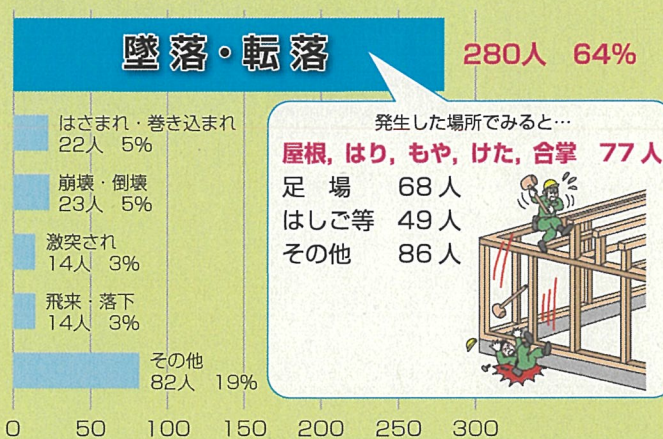
2019～2023年の5年間で435人もの一人親方等が亡くなられています

一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生



墜落・転落が6割





建設現場の災害をなくしましょう！

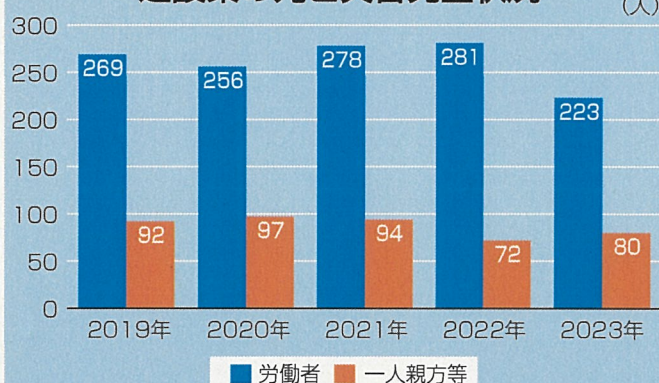
建設業の労働災害は、一人親方等*1の皆さんや関係者の地道ながら積極的なご努力により、増える年もありましたが、中長期的には着実に減少してきています。

とはいえ、「死亡」災害でみると全産業の約3割、「死傷」災害でみると約1割強と依然として高い割合を占めているうえ、建設業では、労働者が死亡するだけでなく、一人親方の皆さんが死亡する割合も高くなっています。ちなみに、直近5年間（2019～2023）で、労災で亡くなられた建設業の労働者数は平均261人、一人親方等の数は平均87人となっています。

工事関係者による災害防止の努力は言うまでもなく、一人親方の皆さん一人一人の努力と工夫で、皆さん自身と仲間の被災を無くしましょう。

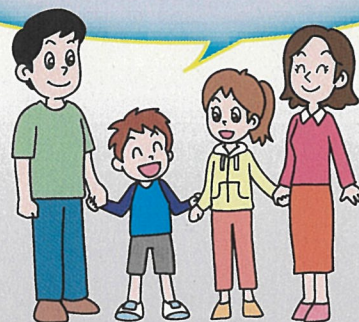
*1 労働者を雇うことなく事業を営む者のほかに、中小事業主、役員、家族従業者を含む。

建設業の死亡災害発生状況



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

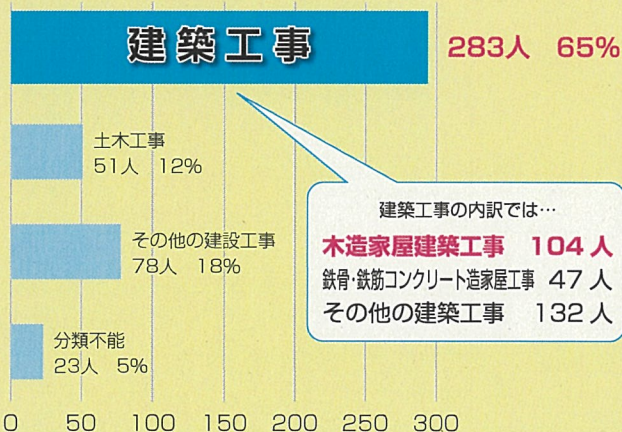
きょうもあしたも安全で健康
これが一番だね！！



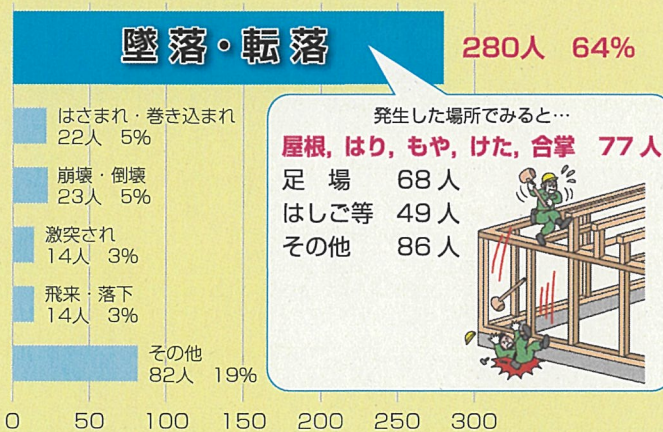
2019～2023年の5年間で435人も一人親方等が亡くなられています

一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生



墜落・転落が6割



建設業の一人親方等に対する 安全衛生教育研修会

- 建設業で働く人の死亡事故（2023年）
 - ・ 労働者の死亡者は全産業 755 人のうち建設業では 223 人と業種別で最多！
 - ・ 一人親方等の死亡者は 80 人
 - ・ 労働者、一人親方等のいずれも、事故の型別では、「墜落・転落」が最多！
- 一人親方等でも多くの死亡事故が発生！

これって人ごとではないな…

あなたも研修会に
参加しませんか？

お申し込み方法のご案内

- ・ 開催日時、場所、参加の申し込み方法は、ホームページをご覧ください。ホームページからお申込みいただけます。
- ・ 多くの参加者が見込まれる場合は、法人や団体等のグループ単位での単独開催も受け付けております。

研修会の内容に関するご質問、ご相談等は、お気軽にご連絡ください。

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 お申込みはこちらから↓
〒101-0047

東京都千代田区内神田1丁目12番2号
三秀舎ビル6階

電話 03 (5283) 1030

Fax 03 (5283) 1032

安全衛生教育研修会 詳細ページのURL

<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/kenshukai.html>



無料



※会場までの交通費は各自で負担してください。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならぬ費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならぬ労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



https://www.mhl.go.jp/tochi/fudousan_kenseisugo_const_anzenisei.html

【問合せ先】

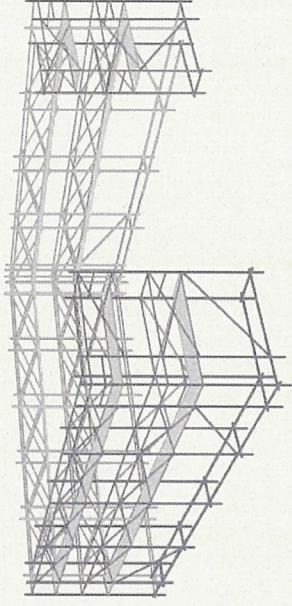
(足場からの墜落防止措置) お近くの**労働局**又は**労働基準監督署**にお問い合わせください。

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

足場からの墜落防止措置が 強化されます

- 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日(一部規定は令和6年4月1日)から順次施行します。

改正のあらまし

①

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

②

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署